

Q 1 今年4月2日に軽自動車を廃車したのに、市から納税通知書が送られてきました。私は現在所有していないのですが、軽自動車税は納めなければならないのでしょうか？

A 軽自動車税は、毎年4月1日(賦課期日)現在、バイクなどの軽自動車を所有している人に、課税されます。

そのため、4月1日までに廃車の手続きがあったものについては、課税されませんが、4月2日以降に廃車されたものについては、その年の税金を納めていただくことになります。

Q 2 年度の途中で廃車した場合、軽自動車税は還付されるのでしょうか？

A 自動車税(都道府県税)には、月割課税制度がありますが、軽自動車税には、月割課税制度がありませんので、月割での還付はできません。したがって賦課期日である4月1日を過ぎて(4月2日以降)廃車の手続きをした場合は、その年度の軽自動車税は全額納めていただくことになります。

なお、4月2日以降に取得し、登録したものについては、その年度の軽自動車税はかかりません。

Q 3 50ccのバイクが盗難に会い、警察へ届出をしました。廃車したいのですが、どんな手続きが必要ですか？

A 盗難にあった場合などで、ナンバープレートの返納ができない場合には、市役所で「標識紛失届出書」を提出し、廃車手続きを行って下さい。

Q 4 わたしの事業所では、フォークリフトを使用していますが、事業所構内のみで使用し、一般の道路を運行することはありません。この場合でも軽自動車税は課税されるのでしょうか？

A 軽自動車の小型特殊自動車に該当すれば軽自動車税が課税されることになります。一般の道路を運行することがなくても課税されます。